

妊よう性温存治療費助成の申請について

妊よう性温存治療（温存後生殖補助医療を含む）費助成を申請する場合、国制度（県知事あて申請）と、県独自制度（市町長あて申請）と、どちらの申請に当てはまるか、①～③により確認をお願いします。

① あなたが妊よう性温存治療を受けている医療機関は、どこですか。

静岡市	静岡赤十字病院、静岡レディースクリニック
沼津市	岩端医院
三島市	三島レディースクリニック
富士市	富士市立中央病院、長谷川産婦人科医院
焼津市	焼津市立総合病院
御殿場市	共立産婦人科医院

→ 3.市町長あて申請
（県独自制度）

静岡市	俵 IVF クリニック、静岡県立総合病院
浜松市	浜松医科大学医学部附属病院、聖隷浜松病院、 アクトタワークリニック
沼津市	いながきレディースクリニック



② 研究のため、妊よう性温存に係る臨床情報の提供に同意しますか。

- ・提供の臨床情報は、日本がん・生殖医療学会のデータベースに登録され、有効性・安全性など妊よう性温存を促進するための研究に活用されます。
- ・個人情報の取扱いについては、国の要綱により、その保護に十分配慮されます。
- ・患者アプリ（アプリ名：3H P-Guardian）の登録が必要です。

同意 → 3.市町長あて申請
しない （県独自制度）

↓ 同意する

③ 妊よう性温存治療は、何ですか。

・卵子凍結（20 万円以下） ・胚凍結（35 万円以下） ・上記以外 ・卵巣組織凍結（組織再移植を含む） ・精子凍結 ・精巣内精子採取凍結 ・温存後生殖補助医療	・卵子凍結（20 万円超） ・胚凍結（35 万円超）
---	--



2.県知事あて申請
（国制度）



2.県知事あて申請
（国制度）

+

3.市町長あて申請
（県独自制度）

（2024.9.18 版）